

規則様式第1号(第5条関係)

年 月 日

鳥取県知事 平井 伸治 様

住 所  
申請者 氏 名 印  
(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

令和3年度「食のみやこ鳥取県」お届け応援事業費補助金交付申請書

令和3年度「食のみやこ鳥取県」お届け応援事業費補助金の交付を受けたいので、鳥取県補助金等交付規則第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

補助事業等の名称	令和3年度「食のみやこ鳥取県」お届け応援事業費補助金
算定基準額(見込み)	
交付申請額	
添付書類	1 事業計画書 2 収支予算書(に準ずる書類)

(注) 算定基準額が確定している場合は「算定基準額」欄の「(見込み)」を削除すること。

規則様式第3号(第5条関係)

年 月 日

鳥取県知事 平井 伸治 様

住 所  
申請者 氏 名 印  
(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

令和3年度「食のみやこ鳥取県」お届け応援事業費補助金実績報告書

年 月 日第 号による交付決定に係る事業の実績について、鳥取県補助金等交付規則第17条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

補助事業等の名称	令和3年度「食のみやこ鳥取県」お届け応援事業費補助金
算定基準額(見込み)	
交付申請額	
添付書類	1 事業計画書 2 収支予算書(に準ずる書類)

(注) 算定基準額が確定している場合は「算定基準額」欄の「(見込み)」を削除すること。

様式第1号（第4条・第7条関係）

「食のみやこ鳥取県」お届け応援事業実施計画（報告）書

1 事業実施主体の概要

申請者	(法人の場合、法人名及び代表者職氏名)		
連絡先	電話番号		F A X
	E-mail		
所在地	〒		
販売する県産農林水産物及びその加工品の種類			
(該当する区分にチェックしてください。)			
<input type="checkbox"/> 新型コロナ安心対策認証店 <input type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染予防対策協賛店 <input type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染予防対策オフィス			

交付申請時にチェックしてください

補助金申請に当たり、以下の事項について相違ないことを誓約します。

暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）及び暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。

暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行う、又は、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。

※誓約する場合は、上記の各項目にチェックをつけること

交付申請時の確認事項（以下の要件等をすべて満たすこと）※該当する箇所にチェックすること

① 鳥取県内に事業所のある法人又は個人事業主である。	<input type="checkbox"/>
② 新型コロナウイルス感染症により、事業の維持・継続に影響を受けている。	<input type="checkbox"/>
③ 現在事業を継続している。	<input type="checkbox"/>
④ 食のみやこ推進サポーターである。又は登録申請書を同時に提出する。	<input type="checkbox"/>
⑤ 新型コロナ安心対策認証店、又は新型コロナウイルス感染予防対策協賛店・協賛オフィスである。又は申請中である。	<input type="checkbox"/>

実績報告時にチェックしてください

補助金実績報告に当たり、以下の事項について相違ないことを誓約します。

実績報告書の記載内容と事実と相違がないこと。

本補助金の対象となる支出に関する証ひょう書類を事業実施年度の翌年から起算し5年間（令和9年3月31日まで）保管すること。

前項の期間中、本補助金の対象となる支出に関する証ひょう書類を県から提出を求められた場合、提出に応じること。

※事業実施後であっても、県等の会計監査対象として、証ひょう書類の提出を求める場合があります。

※誓約する場合は、上記の各項目にチェックをつけること

2 事業計画（実績報告）

事業実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日
事業内容	需要喚起等を促す取組を具体的に記載すること (実績報告時は取組の効果を具体的に記載すること)

積算費用				
販売促進費	実施区分（該当する内容にチェック）	実施内容（単価・数量等）		対象経費（円）
	<input type="checkbox"/> チラシ製作			
	<input type="checkbox"/> DM等の発送			
	<input type="checkbox"/> 広告出稿			
	<input type="checkbox"/> その他			
	小計			
補助金額（小計×補助率1/2）				②
県民が農林水産物及びその加工品を県外へ発送する際の県内事業者が負担する送料 ※B to Cに限る	対象経費（円） （県内事業者が負担する送料）	対象経費（円） × 補助率 1/2	上限（500円× 配送件数）	補助金額（円） （AかBのいずれか低い額）
	③	A	B	④
	配送（予定）件数 件			

補助対象経費（円） ①+③		補助金額（円） ②+④ (1円未満切り捨て)	
------------------	--	------------------------------	--



様

職 氏 名 印

年度「食のみやこ鳥取県」お届け応援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった「食のみやこ鳥取県」お届け応援事業費補助金（以下「本補助金」という。）については鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業は、「食のみやこ鳥取県」お届け応援事業とし、その内容は申請書に記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- |           |   |   |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実費額について、「食のみやこ鳥取県」お届け応援事業費補助金交付要綱（令和3年5月24日付第202100050151号鳥取県農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。